

座長試案（司法試験について）

1 受験回数制限

受験回数制限制度は維持した上で、法科大学院修了又は予備試験合格後5年間に5回まで受験できるよう、その制限を緩和する（なお、既に3回受験して受験資格を失った者であっても法科大学院修了又は予備試験合格後5年を経過していない場合には、受験資格を認めることとなる）。

2 方式・内容，合格基準・合格者決定

法科大学院教育との連携や，司法試験受験者の負担軽減を考慮し，司法試験の論文式試験の選択科目を廃止する。

また，司法試験の短答式試験の科目削減等についても新たな検討体制において検討する。

なお，現在の司法試験の選択科目とされている分野については，新たな活動領域と密接に関連することから，法科大学院における教育を充実させる。

（注）法科大学院修了者と同等の能力を判定するという位置付けを踏まえ，予備試験の在り方について新たな検討体制において検討する。

※ 共通到達度確認試験については，法科大学院生が自らの学修成果を客観的に把握し，その後の学修に活かせるようにするとともに，法科大学院が法科大学院生に対する指導の際の参考資料とすることができるようにするなどの法科大学院教育の質の向上の観点から，法学未修者だけでなく，法学既修者も含めた制度として制度設計すること及び将来的には司法試験と連動させること（例えば，短答式試験の免除等）も含めて，新たな検討体制において検討するものとする。その際，司法試験の短答式試験の科目削減等との関係も考慮する。